

民間救急医療サポートサービス

地域に密着、「安心」「安全」を徹底した医療搬送サービスをご提供



これからの地域医療と民間救急車の役割

【関係機関との連携をめざして】



救急医療サポートサービス

横田 和之



民間救急車の「かすたねっと」

皆さま方にご理解をいただき4周年

はじめに

平成26年4月1日

21年間勤務した湖北地域消防本部を退職し、株式会社「かすたねっと」を設立。

許可申請等の準備期間を経た同年9月9日、滋賀県初となる民間救急車(患者搬送事業)の運用を開始。全国でも数少ない医療搬送サービスとして看護師・救急救命士4名、車両1台でスタート。



民間救急車(患者等搬送事業)って…？

なぜ民間救急制度は導入されるに至ったのか。その背景には、東京消防庁の「財政難」と「救急活動への支障」が主な理由とされている。

- ・ 財政上のコスト → 救急出動1件あたり約45,000円
(直接、間接、教育コスト、全て)
- ・ 活動の支障 → 救急出動の約半数が軽傷事案

すべての需要に無償で対応する現行方式はすでに限界に達していると、抜本的見直しを求め、民間救急制度は導入された。

民間救急車(患者等搬送事業)って…？

- 国土交通省で認可された「一般乗用旅客自動車運送事業」
- 消防に認定された患者等搬送事業
- 看護師や救急救命士など、医療従事者の同乗により、医師の指示の下、酸素投与や吸引、心電図モニター監視、点滴の管理などの医療処置を継続し搬送

民間救急車って…？

民間救急車

- ・医療系 2台
- ・福祉系(車いす兼用) 2台
- ・長距離専用車 1台(配備予定)



長距離専用車両

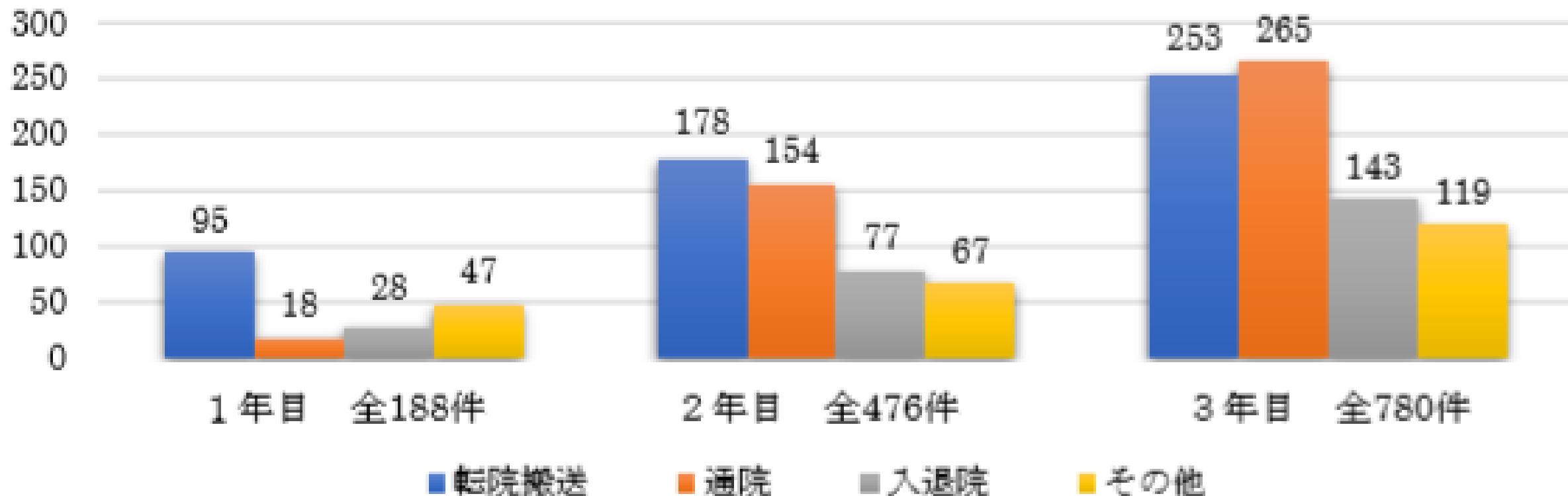
間もなく運用開始

民間救急車って…？



開業から現在までにおける搬送の推移

搬送件数の推移



搬送実績(通院・入退院・帰宅)

- ・骨折の疑い → 腰部圧迫骨折 大腿頸部骨折 など
- ・在宅医療の継続 → 酸素 点滴 など
- ・精神疾患 → 通院の介助(受診の必要性等の説得により搬送)
- ・病院への道中に不安 → 独居老人 高層階からの移動 受診の付添い
- ・レスパイト入院
- ・救急受診後の帰宅 → 消防救急車で搬送された患者様の帰宅
- ・退院 → 残された人生を家族とともに自宅で過ごしたい

搬送実績(転院搬送)

滋賀県の医療機関から(へ)

北海道	山形県	群馬県		
東京都	千葉県	埼玉県	神奈川県	
新潟県	富山県	石川県	福井県	
山梨県	静岡県	長野県	岐阜県	三重県
大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県
香川県	高知県			
岡山県	広島県	島根県		
福岡県	熊本県	宮崎県		

西へ東へ全国各地





搬送実績(外出、外泊支援)

- ・外出支援 →
 - ・DNRを意思表示された患者様の外出
 - ・冠婚葬祭の付添い ・買い物(散髪) ・修学旅行の付添い
 - ・お墓参り ・希望される場所
- ・外泊支援 →
 - ・DNRを意思表示された患者様の外泊
 - ・外泊中の定時訪問
 - ・関係機関への情報提供と共有(患者様やご家族様の同意)
 - ・遠隔による患者様の病態管理(心電図 脈拍 血中酸素飽和度値)

※某企業との共同開発中により10月より試験運用開始予定

搬送実績(外出、外泊支援)



その他(イベント救護)



その他(長浜赤十字病院救急車の運用委託)

- ・平成28年4月より、NICU(クベース搬送)の運用委託
災害時の搬送支援の締結
- ・平成29年4月より、その他の転院搬送委託

年間約100件の搬送件数を受託



これからの救急医療(搬送)と民間の活用

私が消防士に採用されたのは平成5年。その時代は、現在のような高規格救急車もなく、酸素ボンベが積載されているだけの救急車でした。

その後、平成8年に湖北地域に初の救急救命士が誕生し高規格救急車が登場、救急の高度化が始まり現在まで約20年が経過しました。

その後も、特定行為の処置範囲拡大等、病院前救急医療体制の充実強化が図られ、現在は全国の救急隊全てに救急救命士が乗務する体制が整いました。

しかし、専門学校等で救急救命士を取得した有資格者が増え続ける一方、その約半数が消防に就職していない現状であり、「救急救命士 = 消防」から、今後は「救急救命士 = 民間」にシフトする必要性を痛感しています。

これからの救急医療(搬送)と民間の活用

そうすることにより、若手救急救命士の医療従事者としての就職先の確保と、それにより救急隊が現場に到着するまでの間、早期における確実なバイスタンダーCPRが期待でき、救命率の向上が期待できるものと考えています。

また、救急救命士制度の発足後一気に養成した消防の救急救命士が退職の時期を迎えます。今後増え続ける消防の経験者を有効に活用することも今後の課題であると考えています。

そこで...

消防救第34号
医政発0331第48号
平成28年3月31日

各都道府県知事 殿
(消防防災主管部局、衛生主管部局扱い)

消防庁次長
(公印省略)

厚生労働省医政局長
(公印省略)

転院搬送における救急車の適正利用の推進について

近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等によりほぼ一貫して増加しており、需要増に救急隊の増加が追いつかず、真に必要な患者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があります。救急車の適正利用に向けた取組については、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会において議論が行われたところですが、この中の重要な論点の一つとして、患者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する事案（以下「転院搬送」という。）に係る救急車の適正利用の推進についても検討がなされました。

検討会においては、転院搬送について、救急医療提供体制の確保に必要なものもある一方で、全救急出動件数の1割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正な利用が特に求められていること、また、転院搬送における救急車の適正利用の推進のためには、消防庁と厚生労働省とが連携して転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを作成し、各地域においては、当該ガイドラインを参考にしつつ、消防機関、医師会、医療機関等、関係者間で合意の上、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であることが報告されました。

つきましては、各都道府県においては、転院搬送における救急車の適正利用の推進に向け、下記に示す手順を参考に、関係機関と協議の上、各地域におけるルール化に向けた合意形成の支援を行うようお願いします。併せて、各地域においては、都道府県の支援を受け、別紙ガイドライン（救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて

消防救第34号
医政発0331第48号
平成28年3月31日

各都道府県知事 殿
(消防防災主管部局、衛生主管部局扱い)

消防庁次長
(公印省略)

厚生労働省医政局長
(公印省略)

転院搬送における救急車の適正利用の推進について

- イ 緊急性の乏しい転院搬送については、本来、消防機関が実施するものではないため、医療機関が所有するいわゆる病院救急車、消防機関が認定する患者等搬送事業者等を活用すること。
- ロ 地域医療支援病院等の救急用又は患者輸送用自動車を有している医療機関については、当該病院が所有する救急用又は患者輸送用自動車の使用実態を把握した上で、当該自動車を転院搬送に有効活用するよう要請すること。

これからの救急医療(搬送)と民間の活用

ー提案として…

【若手救急救命士 & 消防OB救急救命士による組織団体の発足】

- ・民間救急車の県内均等化配置
- ・病院救急車の運用委託 → (将来は市・県・病院協会等からの委託)

そうすることにより、転院搬送やDNRを意思表示された患者様の搬送等、消防救急車では対応が困難な事案を担うことができるのではないかと考えています。

おわりに

救急救命士法の制定から約25年、病院前救急医療体制が大きな発展を成し遂げました。では、これから25年先の搬送体制はどうなっているのでしょうか…？



滋賀県に民間救急車が登場して4年、県内の医療機関からのご理解をいただきながら、徐々にではありますが定着しつつあります。

今後、民間救急車の役割が、地域医療の一助となれるよう、スタッフ一同全力で努めて参ります。

皆様方のご理解とご協力、
変わらぬご指導を宜しくお願い致します。



民間救急医療サポートサービス